

水道料金算定要領 (抜粋)

令和7年2月

公益社団法人 日本水道協会

水道料金算定要領の位置付け

水道料金は、水道事業を経営する地方公共団体が水道法に基づき、給水サービスの対価として、できるだけ低廉かつ公平で、地域住民の要求する給水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められなければならない。

この水道料金算定要領は、水道料金の全国的な算定基準として、水道料金の考え方と具体的算定方法を取りまとめたものであり、水道事業者が水道料金を設定する際の指針である。

水道料金算定要領における適正な水道料金の基本的な考え方は、事業全般にわたる経営の効率化を図り、できるだけ低廉な水道料金とすることである。したがって、放漫経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底許されることではない。

しかし、同時に水道料金は、事業の効率的な経営を前提とするかぎり、給水に要する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低料金は、水道事業の基盤の強化はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、使用者の水道経営に対する誤解を招き、ひいては持続可能性を阻害することとなるからである。また、独立採算制の原則に基づき、福祉施策などの行政的配慮にかかる経費を水道事業が負担することは避けなければならない。

そして、料金が適正であるためには、第一に、事業の能率的経営を前提とする原価が基礎となっていること、第二に、総括原価は、将来にわたり健全な運営を確保することができる資産維持費が算入されていること、第三に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価に基づき算定されているものであること、が求められる。

これらの趣旨を鑑み、水道事業者は適正な料金の設定に努める必要がある。

目 次

水道料金算定要領の位置付け	1
水道料金算定に係る関係法令	2
I 水道料金算定要領	5
1. 総則	5
2. 総括原価	5
(1) 基本原則	5
(2) 料金算定期間	7
(3) 営業費用	8
イ 人件費	8
ロ 薬品費	9
ハ 動力費	9
ニ 修繕費	9
ホ 受水費	10
ヘ 減価償却費	10
ト 資産減耗費	11
チ その他維持管理費	11
リ 控除項目	11
(4) 資本費用	12
イ 支払利息	12
ロ 資産維持費	13
3. 料金体系	13
(1) 個別原価主義	13
イ 需要家費	13
ロ 固定費	14
ハ 変動費	14
ニ 準備料金	14
ホ 水量料金	14
ヘ 基本料金	14
ト 従量料金	14
(2) 経過措置	16
II 配賦例	19
委員名簿	32

水道料金算定に係る関係法令

○水道法（昭和32年法律第177号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五（略）

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

（以下略）

○水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）（抄）

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を営営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

○地方公営企業法（昭和27年法律第292号）（抄）

（経費の負担の原則）

第十七条の二（略）

- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

（料金）

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（分担金）

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

I 水道料金算定要領

I 水道料金算定要領

策定昭和42年 7 月
改定昭和54年 8 月
改定平成 9 年10月
改定平成20年 3 月
改定平成27年 2 月
改定令和 7 年 2 月

1. 総則

水道料金は、水道使用者の公正な利益と水道事業の基盤の強化が図りうるよう適正に定めなければならない、かつ、地域住民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

「1. 総則」について

水道使用者の公正な利益は、いうまでもなく、十分にして良質の給水サービスが公平かつ低廉に供給されることである。

しかし、十分、かつ良質の給水サービスの低廉供給ということは、水道事業の基盤の強化が前提条件とされていなければならない。水道事業の経営が放漫であったり、施設の維持管理が適切に行われない場合には、給水サービスは量的にも質的にも低下するばかりでなく、そこでは低廉な供給は到底期待できないからである。したがって、経営効率化に向けた不断の努力と施設の計画的な建設、改良、再構築の実施が不可欠である。そのためには、各水道事業者の実情に対応した中長期的な経営の基本計画を策定し、これに基づく計画的な取組を推進する必要がある。

したがって、水道料金は単に既存の施設による給水のための原価を償うだけでは十分ではなく、施設の建設、改良、再構築が可能であるように財政的基盤の強化を図りうるものでなければならない。

2. 総括原価

(1) 基本原則

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画等からなる中長期的な経営の基本計画に基づき、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されなければならない。

また、資本費用には、資産維持費を含める必要がある。

なお、受託工事その他の付帯的事業については、当該事業に要する直接費及び間接費を含め、収支が相償するよう定められていなければならない。

「２．（１）基本原則」について

料金算定期間中における料金総収入額は、適正な原価に基づき算定されなければならない。この場合の原価は、営業費用のほか資本費用をも含むものであり、これが通常、総括原価といわれるところから、料金総収入額は、総括原価に等しいものとして決定される。

総括原価の内容としての営業費用は、誠実かつ能率的な経営を基本として算定されなければならない。また、資本費用は事業の健全な運営が確保できるものでなければならない。

総括原価の算定にあたっては、中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし、期間的な負担の公平が保たれるよう配慮されなければならない。

（１）給水需要予測と施設計画

イ 給水需要の予測

給水需要は、総括原価の基礎となるものであるから、過去の実績、地域の特性及び社会経済の動向等を十分に勘案して、適正に予測されなければならない。給水需要に影響する主な要因としては、人口、生活水準、都市産業構造等が考えられる。

したがって、将来の給水需要の予測にあたっては、過去の実績、都市計画、地域経済計画等を勘案して、人口や産業経済の動向を想定するとともに、上記要因が実績数値に基づき、各都市において給水需要の推移とどのような相関関係にあったかを、あらかじめ把握しておくことが必要であり、これらが総合勘案されなければならないのである。

また、給水需要の予測は、各個料金決定との関連があるので、必要に応じ使用者群及び使用水量区画ごとに行うものとする。

ロ 施設計画の策定

水道施設の建設改良計画は、必要な水源を確保し、施設が地域的にも時期的にも適切な水需給のバランスを確保し、水道施設の老朽化の進行等の状況を踏まえ、既存の水道施設を維持・更新できるものでなければならない。また、費用の平準化や災害その他非常の場合における給水能力も考慮しなければならない。

したがって、施設計画の策定にあたっては、アセットマネジメントの視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営しなければならない。技術的な知見に基づき現有

資産の状態・健全度を適切に診断・評価し、中長期における更新需要の見通しを検討する必要がある。

(2) 経営効率化

水道事業者は、水道料金の低廉化を図るため、経営効率化に最大の努力を傾注すべきである。そのため、水道料金の算定にあたっては、給水サービスの安定的継続を前提とした上で、徹底した効率化・適正化を図り、これに基づく効率化目標額を総括原価へ適正に反映させなければならない。

(3) 付帯的事業収支

水道料金は、給水サービスの供給に要する原価を基礎として算定されるので、これに関係のない受託事業その他の付帯的事業に要する経費は総括原価に含めるべきではない。これらの経費は、当該事業によって利益を受ける受益者が当然負担しなければならない。

(4) その他

累積赤字は、適時適切な料金改定により発生を抑制すべきであり、本来総括原価に含める性質のものではないが、諸般の事情から、すでに欠損金又は不良債務が生じ、長期的にその解消の見込みが立たない場合には、料金の期間的公平性が損なわれない範囲で、これを総括原価に含めることはやむを得ない。

(2) 料金算定期間

料金算定期間は、算定時からおおむね3年から5年を基準とし、期間ごとの適切な時期に見直しを行わなければならない。

「2. (2) 料金算定期間」について

水道料金は、使用者の日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい。また、長期的な視点に基づき、経営効率化や施設計画を計画的に実施し、料金の低廉化に努めるべきである。

しかし、あまりにも長期の算定期間をとることは、経済の推移、需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなるばかりでなく、期間的な負担の公平を無視することとなるので適当とはいえない。

料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮し、算定時からおおむね3年から5年を基準に設定しなければならない。

また、一定の算定期間をとって料金を定め又は改定したのち、予想できなかった事業計画の変更や物価の変動等、財政に大きな影響を及ぼす事情が生じた場合には、財政の健全化及び料金負担の公平化の見地から料金算定期間中であっても、適時適切な料金改定が必要である。

(3) 営業費用

営業費用は、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額から控除項目（手数料等の関連収入）の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、誠実かつ能率的な経営を基本とし、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

「2. (3) 営業費用」について

(1) 営業費用の範囲

営業費用は、既存の水道施設（料金算定期間に新たに稼働するものを含む。）を維持管理していくために必要とされる費用であって、その内容は施設機能別には原水、浄水、配給水及び一般管理業務の各部門費用からなり、費用の性質別には、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、通信運搬費、資産減耗費、委託料及び手数料等から構成される。

営業費用は、性質別に算定のうえ原水、浄水、配給水及び一般管理業務の各部門費用に整理集計するものとする。

(2) 控除項目の控除方法

控除項目は、施設部門別費目の分類に対応させ、特定費目に直接関連の認められるものは当該費目から直接控除するものとし、他は営業費用の総額に対する当該費目の額の比により按分のうえ控除するものとする。ただし、控除項目の額が軽微な場合には、その全額を一般管理業務部門費から控除することができる。受取利息等資本費用にかかる関連収入も微額の場合には、これと同様に処理することができるものとする。

なお、関連収入は、特に必要が認められる場合を除き、固定費用に対応するものとみなし、各部門別費目のうち、固定的部分から優先的に控除するものとする。

イ 人件費

人件費は、給料、手当、賞与引当金繰入額、報酬、法定福利費及び退職給付費（退職手当組合等への負担金を含む。）の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算定した額とする。

「2. (3) イ 人件費」について

人件費は、計画期間中の所要人員に1人当たりの平均所要額を乗じて算定した額とする。

所要人員の見積りは、職員計画をもとに施設部門別に細分して行うものとし、この場合、職員計画は事業の性質及び経済効率等を十分勘案して策定しなければならない。

1人当たりの平均所要額は、職員の年齢構成等を考慮して、年次昇給に伴う平均給与額の上昇を加味するほか、ベースアップについても、過去の実績や社会経済情勢の推移等に基づき適切に見込むものとする。

ロ 薬品費

薬品費は、給水計画及び各水源別水質の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

「2. (3) ロ 薬品費」について

薬品費は、料金算定期間中の総水量に1立方メートル当たりの薬品費を乗じて適正に算出した額とする。

この場合、水源が多岐にわたり水質が著しく異なるときは、水源別に単価の見積りを行うものとする。

なお、所要薬品の単価の見積りにあたっては、料金算定期間内の物価変動を適切に見込む必要がある。

ハ 動力費

動力費は、地区別需要予測に基づく水道施設の個別稼働計画に準拠して適正に算定した額とする。

「2. (3) ハ 動力費」について

動力費は、施設の個別稼働計画をもとに契約電力量及び使用電力量を予定し、これに電力単価を乗じて適正に算出した額とする。

動力源として、電力以外のものを使用している場合における動力費の算定は、上記に準じて適正に行うものとする。

なお、動力単価の見積りにあたっては、料金算定期間内の電力料金の変動を適切に見込む必要がある。

ニ 修繕費

修繕費は、水道施設の適正な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

「２．（３）ニ 修繕費」について

修繕費は、稼働固定資産の取得価格（再評価している場合には再評価価格）に対し、標準的経費係数を乗じて得た額から、人件費その他別途営業費用に算入される費用の額を控除して適正に算出した額とする。ただし、標準的経費係数の見積りが著しく困難な場合にあつては、個別施設ごとの修繕費を予定し、これを積算して算出することができるものとする。

稼働固定資産の取得価格は、固定資産の総取得価格から、土地その他の非償却資産の額、無形固定資産の額を控除した額であつて、各年度の平均額として算定するものとする。

標準的経費係数は、施設の実体維持を基本とし、過去の実績ばかりでなく、施設の態様、雪害や道路交通事情等の自然的社会的諸条件を総合勘案のうえ施設部門別に適正に見積もるものとする。この場合、施設部門別の見積りが困難なときは、例えば、稼働固定資産総額に対し３％というように総合率を採る方法も考えられる。

また、積み上げ方式により修繕費の算定を行う場合にあつても、施設の実体維持を基本とし、過去の実績その他自然的、社会的諸条件を十分考慮して適正に見積もる必要があることはいふまでもない。

ホ 受水費

受水費は、受水計画に基づき適正に算定した額とする。

「２．（３）ホ 受水費」について

原水又は浄水の受水に伴う経費の負担方式には、負担金方式、契約単価による買水方式等の方法があるので、受水費は、負担金方式による場合には適正な負担金の額とし、買水方式による場合には、受水量に契約単価を乗じて適正に算出した額とする。

なお、受水費の算定がいずれの方法で行われる場合であっても、受水量は、給水需要予測に基づき適正に見積もるとともに、将来需要を把握した上で適正化を進めていく必要がある。

ヘ 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の償却対象資産の帳簿原価に対し、水道事業者が採用している償却方法により算定した額とする。

「２．（３）ヘ 減価償却費」について

減価償却費は、料金算定期間中の増減を反映した各年度の償却対象資産に

対し、地方公営企業法施行規則で定める定額法、定率法、取替法、その他の方法のうち、水道事業者が会計方針として定めている方法に従い、適正に見積もり、算定するものとする。

ト 資産減耗費

資産減耗費は、過去の実績及び水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

「２．（３）ト 資産減耗費」について

資産減耗費の内容は、除却費とたな卸資産減耗費の二つに大別できる。

前者については、実体資本の維持及び期間的負担の公平の見地から、特別の事由がある場合を除き、各年度の除却額を施設整備計画等に基づき見積もるものとし、後者については、過去の実績及び事業計画等をもとに、たな卸資産の年次別適正保有量を見積もり、算定するものとする。

チ その他維持管理費

その他維持管理費は、通信運搬費、委託料、手数料等、上記イからトまでに含まれない営業費用であり、過去の実績、将来の事業計画及び個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。

「２．（３）チ その他維持管理費」について

その他維持管理費は、個々の費目ごとに数量又は規模を予定し、これに適正な単価又は率を乗じて算出した額とする。

個別費用にかかる数量又は規模は、過去の実績、全般的事業計画等を考慮して適正に見積もらなければならない。

なお、単価の見積りにあたっては、料金算定期間内の物価変動を適切に見込む必要がある。

リ 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び将来の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。

「２．（３）リ 控除項目」について

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、性質別に数量又は規模を見積もり、これに収入単価又は収入率を乗じて適正に算出した額とする。

各収益項目の数量・規模及び単価・率の見積りにあたっては、過去の実績、

全般的事業計画及び経済の推移等を十分に勘案しなければならない。

なお、長期前受金戻入額については、原則として控除項目には含めないものとする。

(4) 資本費用

資本費用は、支払利息及び資産維持費の合計額とする。

「2. (4) 資本費用」について

資本費用の算定方式としては、通常、一定の資産又は資本に一定率の報酬率を乗じて算定するレート・ベース方式と、資金の充当対象事項ごとにその費用を積み上げて算定する積み上げ方式の二つが考えられる。一般の公益事業料金の決定においては、他の企業との利潤率の均衡を保たせることにより内部資金の調達を可能にし、また、料金の平準化を保障するとともに経営効率の向上を促す意味から、レート・ベース方式がより妥当であるとされている。

しかしながら、水道事業においては、資本調達の方途について制約を受けている等の事由により、レート・ベース方式の採用は、当面、困難な実情にある。

このため、資本費用については、支払利息及び資産維持費の合計額として、積み上げ方式により算定することとし、資産維持費については、レート・ベース方式の利点を生かした方式により算定することとしたものである。

資本費用の施設部門別配賦は、特定施設ごとの建設資金源等のいかんにかかわらず、部門別資産の帳簿価格の比により行うものとする。

イ 支払利息

支払利息は、企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額とする。

なお、受取利息等関連収入は、これを控除しなければならない。

「2. (4) イ 支払利息」について

企業債の支払利息の額は、既定債については、既定の起債条件により算出するものとし、新規債については、直近の起債条件や今後の見通しをもとに適正に算出するものとする。

一時借入金の利息は、過去の実績、事業計画及び将来の金融諸事情等を勘案して、総合的資金運用計画を策定のうえ、借入予定額に対し適正な利率を乗じて算定しなければならない。

また、受取利息等関連収入は、原則として、支払利息から直接控除するものとするが、微額の場合は、営業費用の一般管理業務部門費から、控除することができる。

なお、建設利息については、施設稼働後、固定資産に組み入れられ、減価償却費として総括原価に算入されることになる。

ロ 資産維持費

資産維持費は、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

「２．（４）ロ 資産維持費」について

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体維持のための原資として、事業内に内部留保し、再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額とする。

資産維持費＝対象資産×資産維持率

- （１）対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。
- （２）資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として**３％を標準**とし、各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適正な水準となるよう決定するものとする。

３．料金体系

（１）個別原価主義

水道料金は、総括原価を経費の性質ごとに需要家費、固定費及び変動費に分解のうえ、需要家費は準備料金、固定費は準備料金と水量料金、変動費は水量料金にそれぞれ配分する。また、準備料金は、各使用者群に対して各群の個別費用に基づき基本料金として配賦し、水量料金は従量料金に配賦して、設定するものとする。

この場合において設定された料金をもって計算した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

イ 需要家費

需要家費は、検針・集金関係費、量水器関係諸費等、主として需要家の存在により発生する費用である。

ロ 固定費

固定費は、営業費用及び資本費用の大部分であって、給水量の多寡には関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用のうち、需要家費に属するものを控除したものである。

ハ 変動費

変動費は、薬品費、動力費及び受水費並びに需要家費又は固定費に属さないその他の費用であって、概ね給水量の増減に比例して発生する費用である。

ニ 準備料金

準備料金は、使用水量とは関係なく水道事業が給水準備のために必要な原価である。

ホ 水量料金

水量料金は、各使用者の使用水量に対応して必要とされる原価として給水量単位あたりに配賦される原価である。

ヘ 基本料金

基本料金は、各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金であり、給水管の口径別により適当な使用者群に区分して設定する。また、その総額は準備料金の額と一致する。

ト 従量料金

従量料金は、実使用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収される料金であり、使用者群の差異にかかわらず均一料金制とする。また、その総額は水量料金の額と一致する。

「３．（１）個別原価主義」について

水道料金は、使用者間に不当な差別的取扱いをするものであってはならない。このため、料金は、個々の給水に要する個別原価に基づき設定するものとする。個別原価主義を基調とする料金は、個々の給水原価に準拠するが故に、客観的公平が確保できるのである。

（１）基本的考え方

計算方式のもっとも極端なものとしては、総括原価のうち、需要家費及び固定費の全額を準備料金とし、変動費を水量料金とするものが考えられる。しかし、かかる方式は、基本料金が著しく高額となり料金制度そのものとしても問題があるとともに、水道事業における生活用水の低廉な確保という料金設定の原則にももたらすこととなる。

また、水道事業では、原浄水の貯留がある程度可能であるので、固定費全額が各使用者の需要の特性に比例するとみることが、必ずしも適当ではない。したがって、固定費のうち、比較的各使用者の需要の特性に比例す

るもの及び需要家費を準備料金とすることが妥当である。

(2) 基本料金

基本料金について、一時使用等、給水管の口径別によることが適当でない場合には、別途使用者群を設定することができるものとする。

(3) 総括原価の分解、配分及び配賦

総括原価は需要家費、固定費及び変動費の3費目に分解し、次の基準により準備料金及び水量料金に配分したのち、基本料金及び従量料金に配賦する。

イ 需要家費

需要家費は、全額を準備料金として基本料金に配賦するものとし、各使用者に対する配賦基準は次のとおりとする。

- ① 需要家費のうち検針・集金関係経費等各使用者について均等に要する費用は、各使用者に対し、均等に配賦する。
- ② 量水器関係諸費は、量水器の取得価格に比例して差別配賦とする。

ロ 固定費

固定費は、準備料金と水量料金に配分のうえ、準備料金に配分された額については、各使用者群の需要の特性に基づき差別配賦とし、水量料金に配分された額は、給水量1立方メートルあたり均等に配賦する。

この場合、固定費の配分及び準備料金に配分された固定費の配賦の基準は、次に掲げるものの中から各事業の実態等を勘案して、適宜選択するものとする。

① 固定費の配分基準

- (i) 固定費総額に対して、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法
- (ii) 固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法
- (iii) 固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法
- (iv) 固定費総額のうち、配給水部門費を準備料金とし他は水量料金とする方法

② 準備料金の配賦基準

- (i) 理論流量比と地域の使用実態等を考慮して配賦する方法
- (ii) 理論流量比と断面積比を考慮して配賦する方法
- (iii) 理論流量比と最大給水日又は最大給水時間における各使用者群

の結合需要の比を考慮して配賦する方法

ハ 変動費

変動費は、全額を水量料金に配分する。

(4) その他

特定時期に使用が偏る観光地のホテルや別荘などにおける特殊な使用形態での水道水使用については、通常極めて特異な負荷を示すことになるので、最大需要の発生原因となる使用形態に対するピーク責任等を考慮した料金制度の検討が必要と考える。

(2) 経過措置

本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するための適当な経過措置を講ずることができる。なお、用途別料金及び基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする。

「3. (2)経過措置」について

原価の配賦にあたり、生活用水に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要がある場合には、当面の間、次の措置を講ずることができるものとする。

(1) 基本料金の軽減措置

準備料金として配分された需要家費及び固定費の基本料金への配賦にあたっては、資本費用を控除又は軽減して配賦することができる。

(2) 従量料金の区画別料金制

従量料金は均一料金制が原則であるが、多量使用を抑制し、又は促進するため、逓増又は逓減区画別料金制を設定することができる。

なお、この場合にあっては、料金と原価との関係を明確にするため、調整した費用は、性質別又は部門別に明らかにしておくべきである。

イ 定義

区画別料金制とは、水道料金算定要領に定める料金体系の経過措置として、従量料金について区画別に逓増又は逓減させる料金制をいう。

ロ 目的

区画別料金制は、水需要の均衡を確保し、料金基盤の安定化を図るとともに、水利用に関する社会的要請に対応することを目的とする。

ハ 設定方法

区画別料金制における水量区画及び料金単価の設定は、次により行うものとする。

- ① 水量区画の数は、給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする。
- ② 各区画における料金単価は、需要者間の負担の公平の見地に配慮しつつ、料金体系の整合性等を考慮して決定する。また、全ての区

画に対し、変動費に加え、固定費のうち少なくとも維持管理費を賦課しなければならない。

(3) 加入金・負担金

加入金、負担金については、特定の事業等に関し、その必要な費用に充てるため、当該事業等により利益を受ける者から、その受益の限度において、徴収することが考えられる。

事務常設調査委員会委員名簿

委員長	福岡市水道局総務部長	伊賀上 一 馬
副委員長	東京都水道局総務部長	長 嶺 浩 子
〃	広島市水道局次長	榊 原 茂
委員	札幌市水道局総務部長	加 藤 厚
〃	仙台市水道局総務部長	鈴 木 逸 人
〃	青森市企業局水道部長	三 浦 大 延
〃	横浜市水道局総務部長	萩 原 健 司
〃	川崎市上下水道局総務部長	山 本 昇 二
〃	前橋市水道局局長	金 田 芳 明
〃	名古屋市上下水道局総務部長	入 江 芳 樹
〃	静岡市上下水道局次長兼経営管理部長	花 村 文 夫
〃	福井市上下水道局経営部長	坂 下 哲 也
〃	大阪市水道局総務部長	西 山 淳 一
〃	大阪広域水道企業団経営管理部長	小 島 謙 一
〃	京都市上下水道局経営戦略室長	福 田 達 也
〃	神戸市水道局副局長	桑 形 雅 彦
〃	岡山市水道局次長（総務部長）	服 部 勝
〃	北九州市上下水道局総務経営部長	大 迫 道 広

経営調査専門委員会委員名簿

委員長	東京都水道局総務部主計課長	米澤 龍太郎
副委員長	仙台市水道局総務部経営企画課長	阿部 裕之
委員	札幌市水道局総務部財務課長	武井 光治
〃	福島市水道局経理課長	渡辺 勝久
〃	横浜市水道局経営部経営企画課長	森 兼孝司
〃	横須賀市上下水道局経営部次長兼経営料金課長	片山 強
〃	神奈川県内広域水道企業団総務部企画調整課長	入江 政高
〃	名古屋市上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長	安達 博紀
〃	豊田市上下水道局経営管理課長	愛知 史康
〃	金沢市企業局経営企画課長	吉田 彰
〃	大阪市水道局総務部企画課長	柿田 晴子
〃	京都市上下水道局経営戦略室経営企画課長	小堀 善光
〃	神戸市水道局経営企画課長	東 慎太郎
〃	大津市企業局企業総務部経営経理課長	安藤 豊久
〃	広島市水道局財務課長	小田 修
〃	岡山市水道局総務部経営管理課長	桜井 保秀
〃	福岡市水道局総務部経理課長	中川原 伸之
〃	北九州市上下水道局総務経営部経営企画課長	丸谷 紀之
特別委員	東洋大学名誉教授	石井 晴夫
〃	近畿大学経営学部教授	浦上 拓也
オブザーバー	国土交通省 水管理・国土保全局	
	上下水道企画課 管理企画指導室	向川 美樹
〃	〃	浦葉 翔太